

投資信託約款 新旧対照表

パインブリッジ新成長国債券プラス

新	旧
<p>(運用状況に係る情報の提供)</p> <p>第 56 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める<u>事項に係る情報</u>を電磁的方法により受益者に提供することができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、<u>書面の交付の方法による提供</u>の請求があつた場合には、<u>当該方法により行うものとします。</u></p>	<p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p>第 56 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める<u>運用報告書の交付</u>に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。<u>この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付</u>の請求があつた場合には、<u>これを交付するものとします。</u></p>

パインブリッジ新成長国債券マザーファンド I

パインブリッジ新成長国債券マザーファンド II

新	旧
<p>(運用状況に係る情報)</p> <p>第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める<u>事項に係る情報</u>を提供しません。</p>	<p>(運用報告書)</p> <p>第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める<u>運用報告書</u>を交付しません。</p>